

葉山町 町民健康課 TEL.046-876-1111

● 令和7年度の主な変更ポイント ●

●保険料の課税限度額の引き上げ(→8ページ)

保険料負担の公平性の観点から、課税限度額が令和7年4月1日より変更になります。

	令和6年度	令和7年度
医療保険分	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護保険分	17万円	17万円 ※変更なし

●保険料の軽減判定所得の変更(→11ページ)

物価上昇の影響などを考慮し、低所得者の保険料の軽減基準が、 令和7年4月1日から変更になります。

	令和6年度
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	基礎控除額(43万円) +29.5万円×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	基礎控除額(43万円) +54.5万円×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

	令和7年度
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割	基礎控除額(43万円) + 30.5万円×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	基礎控除額(43万円) + <mark>56万円</mark> ×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

●入院時の食費の変更(→15ページ)

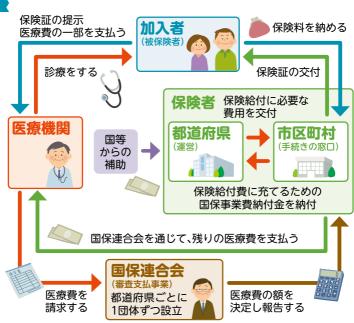
食材費の高騰が続いていることなどを考慮し、入院時の食費が、 令和7年4月1日から変更になります。

もくじ

国保とはなに?
国保のしくみ
保険料について 保険料の決まり方 8 保険料の内訳と納め方 9 保険料が軽減されるとき 11 保険料を納めないと 12
国保の給付
国保で受けられる給付 ①病気やけがで受診したとき
高額療養費
医療費が高額になったとき ①70歳未満の人の場合
その他の制度 後期高齢者医療制度26
医療費節約のために 特定健診•特定保健指導
程度は節約できます

国保のしくみ

国保(国民健康保険)は、病気やけがをしても安心 してお医者さんにかかれるよう、加入者みんなで日 ごろからお金を出し合い医療費に備える制度です。



マイナンバーカードの保険証としての 利用(マイナ保険証)について

令和6年12月2日以降は新規の保険証の発行が廃止され、マイナンバーカードでの保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行しました。

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合 フリーダイヤル

20120-95-0178

±# 000000000

国保に加入する人

国保に入るのはこんな人



お店などを 経営している 自営業の人



パートやアルバイト などをしていて、職 場の健康保険など に加入していない人



農業や漁業 などを営ん でいる人



退職して職場の健 康保険などをやめ た人



3か月を超えて日本に滞在するものと 認められた外国籍の人

外国籍の人も国民健康保険に加入しなければなりません。

People with foreign nationality also are required to participate in National Health Insurance through their local governments.

居住在日本的外国人也必须加入国民健康保险。

居住在日本的外國人也必須加入國民健康保險。

외국 국적을 가지신 분도 반드시 가입하셔야 합니다.

Người có quốc tịch nước ngoài cũng bắt buộc phải tham gia Bảo hiểm Y tế Quốc dân.

マイナ保険証を保有していない人は

- ▶発行済みの保険証もその有効期限までは使用できます。(最長1年間)



*本冊子内で、「保険証」と表記があるものは、マイナ保険証・資格 確認書・既存の保険証(有効期限内のもの)を示します。 マイナ保険証の保有状況に応じて適宜読み替えてください。

国保に加入するとき

国保に加入するときは、**14 日以内**に届け出が必要です。

※届け出に必要なものは裏表紙をご参照ください。

国保に加入するとき(国保の資格を得る日)

- ●他の都道府県から転入してきたとき(転入してきた日)
- ●職場の健康保険などをやめたとき(退職日の翌日)
- ●子どもが牛まれたとき(牛まれた日)
- ●生活保護を受けなくなったとき(受けなくなった日)

加入の届け出が遅れると・・・

保険料は、届け出をした月の分からではなく、国保の資格を 得た月の分から納めます。届け出が遅れると、その時点までさ かのぼって納める必要があります(遡及賦課〈そきゅうふか〉)。

別 1月に会社を辞めたのに、届け出を4月にした場合会社を辞める 国保の窓口に届け出 1月 2月 3月 4月 国保の資格を得る さかのぼって… 保険料が必要!!

国保の申請や届け出には、 マイナンバー(個人番号)が必要です

窓口でマイナンバーの確認と本人確認をします。

- ◆ マイナンバーの確認 には次のいずれかが必要 (「世帯主」および「手続きの対象となる人」のものが必要)
 - ●マイナンバーカード ●マイナンバーが記載された住民票
 - ●通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している場合に限る)等
- **◆ 窓口に来た人の本人確認** には次のいずれかが必要
- ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート 等 ※写真がない身分証明書の場合は、2種類以上必要です。

国保をやめるとき

国保をやめるときは、14日以内に届け出が必要です。

※届け出に必要なものは裏表紙をご参照ください。

国保をやめるとき(国保の資格を失う日)

- ●他の都道府県へ転出したとき(転出した日)
- ●職場の健康保険などへ加入したとき(加入日の翌日)
- ●死亡したとき(死亡した日の翌日)
- ●生活保護を受け始めたとき(受け始めた日)
- ●同じ都道府県内の他市区町村に転居する場合、それまでの 保険証は使えなくなり、転入した市区町村で保険証が交付 されますので、届け出が必要です。

やめる届け出が遅れると・・・

- ●国保の資格がないのに手元に保険証があると、 うっかりそれを使ってお医者さんにかかってし まいがちです。国保が負担した医療費をあとで 返還しなければならなくなります。
- ●届け出をしないと国保に加入し続けていること になり、保険料は請求されます。知らないうちに 二重に納めてしまうこともあります。



同じ都道府県内の他市区町村に転居する場合も 届け出は必要です

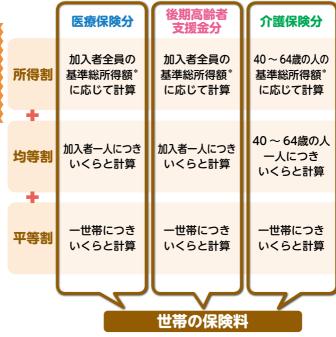
もっと 知りたい

マイナ保険証を利用登録していても 届け出は必要?

国保の加入や国保をやめるときは従来と変わらず市区町村の窓口に届け出てください。

保険料の決まり方

保険料は、国保加入者の所得や人数などに応じて 世帯単位で決まります。



*基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除額(43万円 ※合計所得金額が2,400万円を超える人は、基礎控除額が変わります。)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに賦課限度額が設けられており、限度額を超えて納める必要はありません。

医療保険分 限度額66万円

後期高齢者支援金分 限度額26万円 介護保険分 限度額17万円

みなさんの納める保険料は、国保制度を支えるための大切な財源になります。納め忘れなどがないようご協力をお願いします。

保険料の内訳と納め方

保険料の内訳は、年齢によって異なります。

40歳未満の人

保険料

= 医療保険分 +

後期高齢者 支援金分

医療保険分と 後期高齢者支援金分 を納めるのね

医療保険分と後期高齢者支援金分を 国保の保険料として納めます。

年度途中で40歳になる人は…

40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)の分から、介護保険分を納めます。

40歳以上65歳未満の人

保険料

医療保険分

後期高齢者 支援金分

+ 介護保険分



医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分を国保の保険料として納めます。

すべて合算して 納めるのね

年度途中で65歳になる人は…

65歳になる月の前月(誕生日が1日の人はその前々月)までの介護保 険分を年度の始めに計算し、医療保険分、後期高齢者支援金分と合計し た額を年間の保険料として納めます。

65歳以上75歳未満の人

保険料

医療保険分 +

後期高齢者 支援金分



介護保険料と 別々に納めるのね

- ●医療保険分と後期高齢者支援金分を国保の保険料として納めます。
- ●介護保険料は国保の保険料と別に納めます。

保険料は世帯主が納めます

世帯主本人が国保の加入者でなく ても、世帯の中に一人でも国保の加入 者がいれば、納付の義務者は世帯主と なります。



●年金から天引きされる人(特別徴収)

【対象者】以下の条件をすべて満たす世帯の世帯主

- ①世帯主が国保加入者である。
- ②世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③世帯主の介護保険料が年金から天引きされている。
- ④天引きの対象となる年金が18 万円以上で、保険料と介護保険 料の合計が年金額の2分の1を 超えていない。



【納め方】

年6回の年金支給日に、受給額からあらかじめ徴収されます。

●納付書で各自納める人(普通徴収)

【対象者】

年金から天引きされる人(特別徴収)以外すべて。

【納め方】

市区町村から送られてくる納付書で、指定された金融機関窓口、 コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納期限までに 納めます。

口座振替が便利です

市区町村の取り扱い金融機関または役場に通帳・届出印・ 納入通知書を持って手続きしてください。

*ゆうちょ銀行は、役場では手続きできません。

【手続きに必要なもの】

- □ 納入通知書 □ 通帳 □ 通帳の届出印
- *役場窓口で届出印の代わりにキャッシュカードにより手続きができる場合があります。詳細は役場にお問い合わせください。
- ●年金から天引き(特別徴収)の対象になる人でも、手続きにより、□座振替による納付が可能です。

納付が困難なときはお早めにご相談ください

災害などで損害を受けたときや、病気・失業などにより納付がきわめて困難なときは、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。困ったときは、お早めに国保の担当窓口にご相談ください。

保険料が軽減されるとき

世帯の所得が少ない場合

申請 不要*

【対象者】世帯主(世帯主が国保加入者でない場合も含む) およびその世帯の国保加入者の前年の総所得金額等の合計が、下の表の基準に該当する世帯。

【軽減内容】均等割額・平等割額が軽減されます。

※前年の所得の申 告をしている と軽減を受所に れません。 のないし 得ないしといす 告が必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合	未就学児の 軽減割合**3
基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等*1の数-1) 以下	7割	8.5割
基礎控除額(43万円)+30.5万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	7.5割
基礎控除額(43万円) +56万円×国保加入者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	6割

- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人。
- ※2 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含む。
- ※3 未就学児の保険料の均等割額に関する軽減割合。

未就学児がいる場合

申請不要

未就学児(小学校入学前)の国保加入者の均等割額が5割軽減されます。(「世帯の所得が少ない場合」の対象となる未就学児は、上表の通り)

出産する場合

申請 必要

令和5年11月以降に出産**した、あるいは出産を予定する国保加入者の保険料について、出産日(予定日)が属する月の前月から、出産日(予定日)が属する月の翌々月までの4か月分**2の均等割と所得割全額が免除されます。

- ※1 妊娠85日以上の分娩。早産、流産、死産、人工妊娠中絶を含む。
- ※2 多胎妊娠の場合は、出産日(予定日)が属する月の3か月前以降の6か月分。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した場合

申請必要

【対象者】以下の条件すべてにあてはまる人が対象

- ①離職日の時点で65歳未満の人
- ②非自発的な理由で離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由 に書かれている番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34の人)
- 【軽減内容】対象となる人の前年の給与所得を30/100とみなして、 保険料を算定します。所得区分も軽減された所得で判定されます。 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末ま での間、適用されます。
- ■このほかにも軽減となる場合があります。

保険料を納めないと

保険料を滞納すると、以下のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

納期を過ぎると……

とくぞく 督促や催告が行われます

延滞金などを加算される場合もあります。



それでも1年以上納めないでいると……

特別療養費の支給に変更される旨が事前に通知されます。

特別療養費とは

医療機関で受診した際にいったん医療費が 全額自己負担となり、後日審議のうえ払い 戻しを受ける制度のことです。



払い戻す額の全部または一部が差し止められ、滞納に充てられる場合があります。

- ※上記の滞納措置のほか、財産差し押さえなどの処分を受ける場合があります。
- ※40歳~64歳の人は、介護保険についても制限を受ける場合があります。

以上の措置がとられても、その間の保険料納付の義務はなくなりません。

★ 所得区分について

70歳未満の人

基準総所得額

前年の総所得金額等-基礎控除額*

※基礎控除額は、合計所得金額によって下の表のように変わります。

所得区分の判定基準は今後変更になる場合があり

ます。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0円

● 住民税非課税世帯

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

70歳以上75歳未満の人

● 現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満 の国保被保険者がいる人。

ただし、下記の条件① \sim 4のいずれかを満たす場合は[-般]区分と同様になります(① \sim 3は申請が必要な場合があります)。

条件 70歳以上の被保険者が1人で、

① 被保険者の収入金額が383万円未満。

条件 70歳以上の被保険者が2人以上で、

② 被保険者の収入金額の合計が520万円未満。

条件 70歳以上の被保険者が1人で、同一世帯に国保から後期高 齢者医療制度に移行した人がおり、その移行した人と合計

③ した収入金額が520万円未満。

条件 70歳以上の被保険者がいる世帯で、70歳以上75歳未満の 人の基準総所得額(前年の総所得金額等-基礎控除額)の

4 合計額が210万円以下。

現役並み所得者は、さらに Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3つの所得区分に分かれます。

— 般

現役並み所得者、低所得者 [・]] 以外の人。

■ 低所得者 Ⅱ

70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が 住民税非課税の人(低所得者 I 以外の人)。

● 低所得者 I

70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住 民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金収入は80 万円、給与所得は10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。

国保で受けられる給付

国保に加入していると、お医者さんにかかったとき の医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

①病気やけがで受診したとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一定の自己負担額で医療を受けることができます。

国保で受けられる医療

●診察・検査

- ●病気やけがの治療
- ●薬や注射などの処置
- ●入院および看護
- ●在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)
 - ●訪問看護(医師の指示あり)

自己負担の割合

自己負担割合は年齢と所得で異なります。

小学校入学前



実際にかかった医療費の2割

小学校入学後 ~69歳



実際にかかった医療費の3割

70歳~74歳



実際にかかった医療費の2割 (現役並み所得者*は3割)

高齢受給者証の新規発行も廃止に

70歳~74歳の人の自己負担割合は所得によって異なるため、自己負担割合が記載された「高齢受給者証(保険証と1枚になっている場合もあり)」が交付されていましたが、「マイナ保険証」への移行に伴い、高齢受給者証の新規発行もなくなります。

- ※発行済みの高齢受給者証は、その有効期限までは使用できます。
- ※「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に負担割合が記載されます。
- ※小学校入学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。(4月1日生まれの方は6歳の誕生日前日まで)
- ●75歳の誕生日当日からは、後期高齢者医療制度(26ページ) の保険証になります。

入院したときの食費・居住費

入院費用も一部国保かで 負担してくれるんだか

入院したときは、診療や薬にかかる費用と は別に食費や居住費がかかります。下表の金 額を自己負担し、残りは国保が負担します。



※住民税非課税世帯と低所得者 I、IIの人は「限度額適用・標準 負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となり ますので、国保の担当窓口に申請してください。

オンライン資格確認を導入している医療機関に入院する場合は、国保の担当窓口での認定証の交付申請は不要です。 住民税非課税世帯、低所得者IIの人で、入院が90日を超える場合は、国保の担当窓口に減額するための申請が必要です。

●入院したときの食費

所得区分★		食費〈1食につき〉
下記以外の人		510円 [*]
●住民税	90日までの入院	240円
非課税世帯 ●低所得者II	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	190円
低所得者I		110円

- ※指定難病患者は300円です。
- ●65歳以上の人が 療養病床に入院したときの食費・居住費

	食費(1 食につき)			居住費(1日につき)	
所得区分★	右記 以外の人	入院医療の 必要性が高い人	指定 難病患者	右記 以外の人	指定 難病患者
下記以外の人	510円*1	510円*1	300円		
●住民税 非課税世帯 ●低所得者 II	240円	240円 ^{*2}	240円 ^{*2}	370円	0円
低所得者 I	140円	110円	110円		

- ※1 一部医療機関では470円です。
- ※2 90日を超える入院(過去12か月の入院日数)の場合は190円です。
- ★所得区分については、13ページをご参照ください。
- *食費の自己負担は変更になる場合があります。

②いったん全額自己負担したとき (療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額を支払っても国保に申請して審査で決定すれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

こんなとき1

急病など、やむを得ない理由で 保険証を持たずに治療を受けたとき



申請に必要なもの	□ 診療報酬®□ 保険証*	月細書(レセフ □ 通帳*	⁹ ト) □ 領収書 □ 本人確認書類	

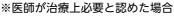
こんなとき2

国外で診療を受けたとき(海外療養費)※治療目的の渡航は除く

·	
	□ 診療報酬明細書(レセプト)(和訳が必要)
申請に	□ 領収明細書(和訳が必要)
必要なもの	□ 領収書 □ 保険証* □ パスポート □ 通帳*
	□ 調査に関わる同意書 □ 本人確認書類

こんなとき3

コルセットなどの補装具を購入したとき





□ 領収書 □ 保険証* □ 通帳* □ 本人確認書類 □ 写真(靴型装具)
--

こんなとき4

マッサージやはり・きゅうなどの施術を受けたとき ※医師の同意が必要



申請に必要なもの	□ 施術内容と費用の明細が分かる領収書等 □ 医師の同意書 □ 保険証* □ 通帳* □ 本人確認書類

こんなとき5

骨折やねんざなどで国保を扱っていない 柔道整復師の施術を受けたとき

□ 施術内容 □ 保険証*		

こんなとき6

輸血のための生血の費用を負担したとき ※医師が治療上必要と認めた場合



申請は必要なも	
T.	

③出産したとき

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。妊娠 12 週 (85日) 以降であれば、死産・流産でも支給されます。



「出産育児一時金」が国保から医療機関へ直接支払われる制度(直接支払制度)があります。これにより、窓口では実際にかかった費用と「出産育児一時金」との差額を支払うことで済みます。(対応していない医療機関もありますので、詳しくは医療機関におたずねください。)

申請に必要なも	□ 母子健康手帳 □ 医師の証明書(死産・流産の場合) □ 保険証* □ 通帳* □ 本人確認書類 □ 直接支払制度の同意書
1	

4)亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った 人(喪主)に「葬祭費」が支給されます。



由記	青に
必要	
WISK!	5 U V

- □ 会葬礼状等(喪主が確認できるもの)
- □ 亡くなった人の保険証* □ 通帳*
- □本人確認書類

5移送の費用がかかったとき

医師の指示により、やむを得ず入院や転院時に車などを利用した場合、申請して認められればその費用が支給されます。



申請に必要なもの

- □ 移送を必要とした医師の意見書
 - □ 移送に要した費用に関する領収書
- □ 保険証* □ 通帳* □ 本人確認書類

⑥訪問看護ステーションなどを 利用したとき(訪問看護療養費)

在宅で医療を受ける必要があると 医師が認め訪問看護ステーションな どを利用した場合、費用の一部を利 用料として支払うだけで残りは国保 が負担します。



保険証を訪問看護ステーションなどに提出してください。

- ★マイナ保険証・資格確認書・既存の保険証(有効期限内のもの) を示します。
- ★世帯主以外の□座を指定する場合は、世帯主から□座名義人への委任が必要です。

国保(保険証)が使えないとき

次のような場合は、保険証が使えませんのでご注 意ください。

病気とみなされないもの

- ●単なる疲労や倦怠
- ●正常な妊娠・出産
- ●経済上の理由による妊娠中絶
- ●軽度のシミ・アザ・わきがなど
- ●健康診断・人間ドック
- ●歯列矯正
- ●予防注射
- ●美容整形

他の保険が使えるとき

- ●業務上(仕事、通勤途上)の病気やけが
 - →〔労災保険の対象になります〕
- ●以前勤めていた職場の保険が使えるとき

次のような場合は、国保の給付が制限されます。

- ●けんか、泥酔などによるけがや病気
- ●故意の事故や犯罪によるけがや病気
- ●医師や国保保険者の指示に従わなかったとき



もっと 知りたい

交通事故にあったときは どうすればいいの?

交通事故など第三者の行為でけがをした場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。その際には必ず国保に届け出をしてください。

示談の前に相談を

国保へ届け出る前に示談が成立していたり相手側から治療費を受け取っていたりすると、国保では治療が受けられませんのでご注意ください。

その他の第三者行為(国保に届け出てください)

- ●スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
- ●他人の動物にかまれた
- ●工事現場からの落下物などによるけが など



医療費が高額になったとき

1 か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は、70 歳未満の人と70 歳以上75 歳未満の人では異なり、また、所得区分によっても異なります。

窓口での支払いが限度額までに なる「限度額適用認定証」について→24ページへ 所得区分ごとの引き上げ 及び所得区分の細分化が 検討されています。

①70歳未満の人の場合

医療費が自己負担限度額を超えたとき

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたとき、超えた分が支給されます。

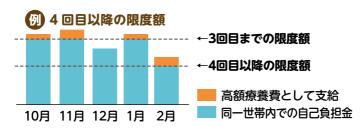
自己負担限度額(月額)

	所得区分		年3回目まで	年4回目以降
ア		901万円超	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた 場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
1	基準総所	600万円超~ 901万円以下	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた 場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ	得額	210万円超~ 600万円以下	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた 場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
ェ		210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯★		税非課税世帯★	35,400円	24,600円

[★]基準総所得額・所得区分については、13ページをご参照ください。

●年4回目以降(多数回概当)の場合

過去 12 か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回 以上あった(多数回概当)場合、4 回目以降は限度額が上記 のとおりになります。



※他の市区町村へ転居しても、同じ都道府県内で住民票の世帯構成が同じ等の条件を満たしている場合は、高額療養費の支給回数が引き継がれます。

X,5 510	2 11/2/2010	0.,0					
	ここで他 居(同一			 	ここから	5多数回	該当に
10月	11日	12日	1日	2日	3 日	4 ⊟	5日

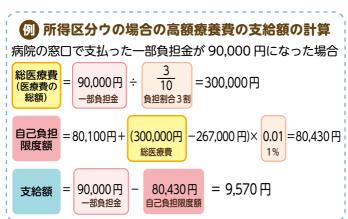
.073	, , ,	. – , ,	. / -	- / 3	0,3	. , , ,	0,3
		_					
1 🗆 🗏	2 🗆 🗏		3 🗆 🗏	4 🛛 🗏	5 🗆 🗏	6 回目	7 0 目

自己負担限度額を超えた月を「●」としています

同じ世帯内で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯で 1 か月に各医療機関に 21,000 円以上支払った場合が 2 回以上あり、それら の合計額が自己負担限度額を超えたとき、超 えた分が支給されます。





所得区分ごとの引き上げ及び所得区分の細分化が検討されています。

②70歳以上75歳未満の人の場合

70歳以上75歳未満の人は、外来(個人単位)の限度額を適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額を適用します。

自己負担限度額(月額)

	**	
所得区分★	外来 外来+入院 (個人単位) (世帯単位)	
現役並み所得者II / 課税所得 (690万円以上)	252,600 円 (総医療費が 842,000 円 を超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算	140,100 円
現役並み所得者 II (課税所得 (380万円以上)	167,400 円 / 総医療費が 558,000 円 を超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算	93,000円
現役並み所得者 I (課税所得 145万円以上)	80,100 円 (総医療費が 267,000 円 を超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算	44,400円
一般	18,000円 (年間上限* 144,000円)	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円 24,600円	_
低所得者 I	8,000円 15,000円	_

- ※1年間(8月~翌年7月)の限度額
- ★所得区分については、13ページをご参照ください。

もっと 知りたい

<u>75 歳になる月の</u> 自己負担限度額について

75歳に到達する月は、誕生日前の国保制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ本来の額の2分の1になります。

例 自己負担限度額の所得区分が「一般」で、5月に75歳の誕生日を迎える人

③70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人 が同じ世帯にいる場合

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合でも、合算することができます。

1 70歳以上75歳未満の人の支給額を計算 (22ページの表を適用)

70歳未満の人の21,000円以上の自己負担額を 2 1で適用した限度額に加算し、支給額を計算 (20ページの表を適用)

3 12の支給額を合算

高額療養費の計算上の注意

- 各月の1日から末日までを1か月として計算します。
- 各医療機関ごとに別々に計算します。
- ●同一の医療機関でも、入院と外来は別々に計算します。 (医科と歯科は別計算です)
- 途中で保険の種類が変更になった場合は別計算です。
- ●入院時の差額ベッド代、食事代、保険外診療は対象外です。
- ※70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所・歯科の区別なく合算します。

高額療養費を受けるには申請が必要です

高額療養費の対象者には、対象の診療月の2~3か月後に「高額療養費支給申請書」をお送りしますので、2年以内に必ず申請してください。一度申

請して高額療養費の支給対象者になる と、原則、自動的に指定された口座へ支 払われます。



マイナ保険証の利用で、事前の手続きなしで、 窓口での支払いが限度額までになります

マイナ保険証を利用すれば、事前に申請して限度額適用認定 証等を得なくても、医療機関の窓□での支払いは限度額までに なります。

【マイナ保険証を利用しない場合】

70歳未満の人と70歳以上75歳未満で所得区分が低所得者 II・I および現役並み所得者 II・I の人は申請により限度額適 用認定証等が交付されます。

なお、オンライン資格確認の仕組みにより窓口での本人同意で、支払いを限度額までにすることができます。

対象者	所得区分★	認定証の種類
70歳未満	ア〜エ	限度額適用認定証
の人	オ	限度額適用· 標準負担額減額認定証
	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	※交付申請は不要です
7045N F	現役並み所得者 II (課税所得380万円以上)	阳舟苑南田敦宁江
70歳以上 75歳未満 の人	現役並み所得者 I (課税所得145万円以上)	限度額適用認定証
	一般	※交付申請は不要です
	低所得者II 低所得者I	限度額適用· 標準負担額減額認定証

★13・20ページをご参照ください。

4 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して行う必要がある先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を病院などの窓口に提示すれば(マイナ保険証を利用する場合は不要)、自己負担額は年齢にかかわらず1カ月1万円までとなります。

※70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の人のうち、基準 総所得額が600万円を超える人は2万円までになります。

⑤高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費が高額になった世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額を適用後、年額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担合算後の限度額

(年額:毎年8月から翌年7月)

● 70 歳未満の人の限度額

所得区分			国保 + 介護保険 の限度額(年額)
ア	基	901 万円超	212万円
1	準総	600万円超~901万円以下	141万円
ウ	脈	210万円超~600万円以下	67万円
エ	得額	210万円以下	60万円
オ	住	- 民税非課税世帯 [★]	34万円

●70歳以上75歳未満の人の限度額

ŧ
)



- ※自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。
- ★基準総所得額・所得区分については、13ページをご参照ください。

後期高齢者医療制度

75歳以上の人と65歳以上で一定の障害があると広域連合から認定された人は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

制度のしくみ

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市 区町村が加入する「後期高齢 者医療広域連合」が行います。 ただし、保険料の徴収など窓口 業務は市区町村がします。



後期高齢者医療制度の財源の内訳 ▶

対象となる人

- 75 歳以上の人全員
- ●一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の人 (広域連合から認定を受けた人)

お医者さんにかかるとき

保険証を医療機関の窓口で提示してください。医療費の自己負担割合は所得に応じて1割、2割、3割のいずれかです。

※「後期高齢者医療制度」においても、令和6年12月2日以降 は新規の保険証の発行はされません。マイナ保険証を 基本とするしくみに移行しました。

保険料について

被保険者となる人全員が保険料を納めます。これまで保 険料負担のなかった職場の健康保険などの被扶養者だった 人も納めることになりますが、保険料は軽減されています。 また、所得の低い人にも軽減措置があります。

特定健診・特定保健指導

高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増えています。これらの原因である内臓脂肪の蓄積の早期発見と早期改善に着目した「特定健診」「特定保健指導」が行われます。

特定健診の対象者

40 歳以上 75 歳未満の人 (年度内に 75 歳に達する人も対象に入ります。)

特定健診の検査内容

- ○腹囲測定を含む身体計測
- ○血圧、血糖、脂質、肝機能検査、尿検査など

特定保健指導

特定健診の結果に基づいて生活習慣病のリスクの高い順から「積極的支援」、「動機付け支援」、「情報提供」の3つに分け、それぞれに適した保健指導を行います。

メタボによる生活 習慣病のリスクが 重なっている人 メタボによる生活習 慣病のリスクが出現 し始めている人 今のところメタボ による生活習慣病 のリスクがない人

全員に生活習慣病予防・改善のための情報を提供〈情報提供〉

〈積極的支援〉

専門家と面接を行い、3か月以上継続して実践的な支援を受けます。

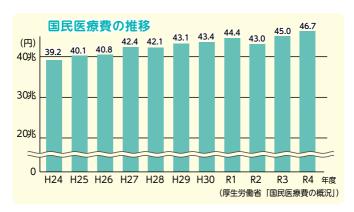
〈動機付け支援〉

はじめに専門家から個別の指導を受けて、健康づくりについての支援を受けます。



医療費は節約できます

国民医療費は高い値で推移しています。私たち一人ひとりが生活習慣を見直し、医療費の無駄遣いを やめて、大切に使うように努めていきましょう。



医療費が増加する理由

- ①高齢社会の進行によって、お医者さんにかかる機会の 多いお年寄りが増えたこと。
- ②医療技術の進歩に伴って新しい医療機器の導入で費用がかかり、治療費に反映されていること。
- ③牛活習慣病が増えて、医療費がかさんでいること。

など

医療費と保険料は深くかかわっています

医療費が増えると、国保の財政が圧迫され、保険料の引き上げを招くことがあります。保険料は、年間に必要とされる医療費をもとに決まるので、医療費が増加すると、私たちが納める保険料も増加してしまうのです。

医療費を大切にするために心がけたいこと

┨ 「はしご受診」や「重複受診」はやめる

医療費の無駄遣いになるだけでなく、 薬の重複使用等で体にも悪影響をおよぼ します。



2 時間外受診は避ける

緊急時以外は、診療時間内にお医者さん にかかるようにしましょう。



3 治療は途中でやめない

一度中断して、再度受診をするとまた 新たに初診料がかかってしまうことが あります。



4 領収書・明細書は保管しておく

領収書や明細書があれば、治療内容が わかり、医療費の請求間違いなどにも気が つきやすくなります。



5 ジェネリック医薬品を利用する

患者さんの自己負担も軽減されます。 医師または薬剤師に相談し、納得した上で 選びましょう。



6 セルフメディケーションに取り組む

定期健診の受診などを通して、日頃から 自分の健康に関心を持ち、自己管理をして、 軽い不調には市販薬で対処するなど、自分の 健康を守る意識を持ちましょう。



ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」は新薬の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。 新薬に比べて開発費を抑えられるため、被保険者の 負担が減り、医療費全体も抑えられることから、 ジェネリック医薬品の利用がすす 調利薬局

かられています。

品質と安全性

「ジェネリック医薬品」は新薬と同じ有効成分で製造されており、厚生労働省により、新薬と同等の効果と安全性をもつと認められた上で販売されています。

ジェネリック医薬品は価格が抑えられています

ジェネリック医薬品の価格は、新薬の2~7割程のものが多くなっています。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、国の医療費を減らすことにつながります。

ジェネリック医薬品を希望する場合

ジェネリック医薬品を利用したいときは、医療機関や薬局の窓口でジェネリック医薬品を希望する旨を伝えましょう。

★こんな人には特におすすめ★

高血圧や糖尿病などで継続的に 服薬している人や、複数の薬を服用 している人は、薬代を減らす効果が 特に大きくなります。



接骨院・整骨院などのかかり方

接骨院・整骨院(柔道整復師)の施術は、一定の要件を満たした場合に限り、国保が利用できます。

国保が使える場合

- ねんざ・打撲・肉離れの施術
- ●医師の同意がある骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術 (応急処置後の施術には、医師の同意が必要です)

国保が使えない場合

- ●単なる肩こり、筋肉痛 (日常生活やスポーツによる慢性的な疲労など)
- ●疲労回復やリラクゼーションのための施術
- ●加齢による痛み(負傷によるものではないもの)
- ●脳疾患後遺症や神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- ●症状の改善が見られない長期かつ漫然とした施術
- ●業務上(仕事中、通勤途上)のけが
 - →〔労災保険の対象になります〕

正しくかかるには

- ◆ケガの原因を正しく伝えましょう。
- ◆領収書は必ず受け取り、保管をしてください。後日、 施術内容を照会する場合があります。
- ◆同じ傷病について、同時期に保険医療機関で治療を 受けている場合、柔道整復師の施術は全額自己負担 になります。
- ◆「療養費支給申請書」について 受領委任制度*を利用するために必要な「療養費支給申請 書」は、内容に誤りがないかをよく確認して、必ず自分で署 名・押印してください。
 - ※国保が使える施術を受けた場合、窓口での支払いが自己負担 分のみになる制度。



国保の届け出

こんなときは、必ず14日以内に世帯主が市区町村 の窓口へ届け出をしましょう

※下記のほかに、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、窓口に来た人の本人確認ができるものが必要です。

	一、怒口に来た人の本人唯認か	(CC 2007)
	こんなとき	届け出に必要なもの
	他の都道府県から 転入してきたとき	他の都道府県の転出証明書
保に	職場の健康保険などを やめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
国保に入るとき	職場の健康保険などの 被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
يے	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
き	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
	他の都道府県に転出するとき	保険証
国保	職場の健康保険などに 加入したとき	国保と職場の健康保険の両方 の保険証 (後者が未交付のと
国保をやめるとき	職場の健康保険などの 被扶養者になったとき	きは加入したことを証明するもの)
める	国保の被保険者が 死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
とき	生活保護を受けるように なったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
	同じ都道府県内で他の 市区町村に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	同じ都道府県内で 他の市区町村に転出するとき	
そ	市区町村内で住所が変わったとき	保険証
の	世帯主や氏名が変わったとき	体突血
他	世帯が分かれたり いっしょになったりしたとき	
	修学のため別に住所を 定めるとき	保険証、在学証明書、 他市区町村住民票
	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの

※市区町村によって届け出に必要なものが異なる場合があります。

